

令和2年4月7日

保護者 各位

岡山県立津山工業高等学校
校長 山口 徹 尚

新学期からの教育活動の再開について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本校教育活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県教育委員会からの通知を受け、4月8日から教育活動を再開します。

つきましては、生徒の健康・安全を第一に考え、次のとおりとします。保護者の皆様にはご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、生徒の皆さんも次のことに注意して健康の保持・安全の確保に努めてください。

なお、新型コロナウイルス感染状況については、日々変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があります。

記

- 1 ご家庭へのお願い
 - (1) 毎朝の健康観察の実施
 - ア 登校前に必ず検温し、ご家庭で検温をしてから登校させてください。
 - イ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合は、自宅静養することとし、担任まで欠席連絡をお願いします。※登校後、毎朝SHRで健康観察を行います。
 - (2) マスクの着用
できる限りマスクを着用し、咳エチケットを徹底するとともに、飛沫による感染リスクを最小限に抑えてください。マスクの確保が困難な場合は、手作りマスク作成などもご検討ください。
- 2 新型コロナウイルス感染症による「出席停止」について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める第一種感染症に指定されています。次の場合が、目安となります。
 - ア 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
 - イ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - ウ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - エ 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、次のア～ウの目安で、「校長が出席しなくてもよいと認めた日（出席停止）」として取り扱う場合があります。
 - ア 風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合
 - イ 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
 - ウ 医療的ケアを必要とする生徒や、基礎疾患等がある生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- 3 教育活動中の留意事項
別紙、「教育活動の再開に向けて」および「部活動再開の考え方」をご覧ください。
- 4 その他
 - (1) 登校後、風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合、早退するよう指導させていただきます。
 - (2) 県外への移動の予定がある場合は、事前に担任へ報告してください。
 - (3) その他、ご不明な点は、担任を通じてご相談ください。

教育活動の再開に向けて

- 1 校内での健康管理について
 - (1) マスクの着用
 - ・咳エチケットを徹底するとともに、できる限りマスクの着用を促し、飛沫による感染リスクを最小限に抑える。
 - (2) 手洗い・消毒の実施
 - ・休憩時間等には手洗いを励行する。また、教室にアルコール等を設置し、感染リスクに十分注意を払う。
- 2 教室環境について
 - (1) 教室等の換気
 - ・休憩時間等には、窓を開け教室内の換気を行う（昼食時間も換気を行う）。
 - (2) 清掃中に、ドアの取っ手等をアルコール消毒し、感染リスクを最小限に抑える。
 - (3) 生徒同士の机間を、可能な限り確保する。
- 3 授業における留意事項について
 - (1) 授業中は、飛沫感染防止のため、大声での話を控える。
 - (2) 授業担当者は、飛沫感染防止のため、マスクを着用する。
 - (3) ボールや笛などの道具の共有は控え、生徒同士の接触をできるだけ避ける。
 - (4) グループワークやアクティブラーニング等、生徒同士が集まる活動を控え、授業形態や内容に工夫を図る。
 - (5) 生徒同士で物品の貸し借りをしない。
 - (6) 授業開始時は、教室の窓を閉め、授業終了時は教室の窓を開け、換気を促す。

岡山県立津山工業高等学校

部活動再開の考え方

- 1 実施に当たって
 - 各部活動の意義や目的に照らし、実施の必要性を判断すること。
 - 生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しないこと。
 - 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を必ず確認できる体制をとること。
 - 咳や発熱(37.5度以上)等の風邪症状がある生徒は、参加しないよう徹底すること。
 - 県内外及び校内での合宿や対外試合等は当面の間は行わないこと。
 - 次の留意事項において感染拡大防止の対策が困難な場合は、活動を見合わせること。
- 2 留意事項
 - 「**3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声）**が同時に重なる場」を徹底的に避けること。
※1つ1つの条件が発生しないように配慮することが望ましい。
 - (1) 活動場所について
 - 可能な限り、屋外で実施すること。
 - 屋内（体育館、武道場、音楽室等）で実施する場合は、その場所のドアや窓を広く開け、できる限りの換気に努めること。

(例)・常時、入口や窓を開ける。

・休憩時間毎に2方向のそれぞれ1つの窓(対角線上の窓を開けると換気がスムーズ)を広く開けて換気を行う。

・天候や人の密度等により異なるが、少なくとも1時間に1回程度換気を行う。

(2) 活動内容について

○一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。

○次のような活動は、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。

・密集する活動 ・近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動

・向かい合って発声したりする活動

(例)・大人数が密集する活動を避けて、小グループやパートごとの練習を行う等の練習方法を工夫する。

・近距離で組み合ったり接触したりする場面を避けて、手の届かない距離で個人練習をする等の工夫をする。

・向かい合って発声や演奏する活動を避けて、人がいる方向に口が向かないようする等の工夫をする。

(3) 用具等の共用について

○用具等の共用による接触感染があることから、用具等の共用は可能な限り避けること。共用を避けることが難しい場合は、使用後に手洗いを行うこと。

○活動で使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要な使い回しをしないこと。

(4) マスクの着用について

○生徒間での飛沫による感染リスクを最小限に抑えるために、屋内の活動等できる限りマスクを着用することが望ましい。ただし、屋外での活動など、十分な距離を取って活動している場合は、必要ないと考えられる。

(5) 手洗いについて

○様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、こまめに手を洗うこと。

(例)・練習の前後と休憩時間

・活動場所を移動する際

・用具等を共用した場合

※流水と石けんで手洗いを行うことが望ましい。

(6) その他

○部室・更衣室の利用については、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどの工夫をすること。

3 その他

○活動時間や休養日については、「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」、「岡山県文化庁活動の在り方に関する方針」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。

令和2年3月30日 岡山県教育庁保健体育課